

平成22年度教育研究委員会報告書

# 大学の情報公表義務化と三つの方針

平成23(2011)年3月

社団法人日本私立大学連盟  
教育研究委員会



## はじめに

社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会では、文部科学省や中央教育審議会において、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーという「三つのポリシー」の策定が提起されるに先立って、また、その後、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針という「三つの方針」に用語が変更されてからも、大学教育の根幹をなす、これらの三つの局面について、協議・研究を継続して行ってきた。それは、各加盟大学の、あるいはわが国の全大学の教育の質を向上させようとする意図からであり、これまで多くの報告書を上梓してきた。

直近では、平成21年度の研究報告として『学士課程教育の質向上と接続の改善 高校と社会との円滑な接続を通して目指す学士課程教育の充実』を刊行したが、ここでも三つの方針を厳格に定め、それを実施することを提言している。

平成22年6月15日に、平成23年4月1日をもって「学校教育法施行規則」等を改正する旨の文部科学省令が発出され、大学の教育研究活動等の状況を公表することが各大学の義務として求められるに至った。教育研究活動等、大学活動の状況については、すでに多くの大学が、何らかの形で公開してきたが、今回求められるに至った公表とは、大学関係者のみならず、社会全体を大学の教育研究等の活動にかかわるステークホルダーとしてとらえ、これらの情報を常に、また誰でもアクセスできるように整備すべきことを意味している。その中心となるのは、「三つの方針」にほかならない。

本委員会は、公表の義務化という、この新しい状況を、特に大学教育の質向上を図るうえでまたとない機会であるにとらえ、これまでの研究成果を簡潔な形でまとめ、いかにして、これらの方針を策定し公表するのがよいのかという点に絞って、各加盟大学の参考に供することとした。

すでに各大学におかれては、目前に迫った公表に向けて準備をされ、あるいは準備を完了された場合も多いであろうと推測される。しかし、三つの方針やそれにかかわる諸施策は、不断に点検・評価し、改善されていくものであると思われるので、今後の点検や改善に当たって、本報告が、今後幾許かの参考になれば幸甚である。

社団法人日本私立大学連盟  
教育研究委員会  
担当理事 石澤良昭  
委員長 松本亮三



# 目 次

## はじめに

- 1 . 教育情報の公表 その経緯と意味 ..... 1
- 2 . 入学者に関する受け入れ方針..... 6
- 3 . 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画..... 8
- 4 . 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準.....11
- 5 . まとめと展望.....14

教育研究委員会委員名簿

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧



## 1. 教育情報の公表 その経緯と意味

平成22年6月15日付の文部科学省令第15号で定められた通り、平成23年4月1日付で「学校教育法施行規則」等を一部改正し、これを同日施行することによって、大学には、九つの項目にわたる教育情報の公表が義務付けられ、また1項目の公表が努力義務とされることとなった。このことを明記したのが「学校教育法施行規則」に新たに設けられた第172条の2であり、次のように記述されている。

### 【学校教育法施行規則に追加された条項】

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 1 大学の教育研究上の目的に関する事
  - 2 教育研究上の基本組織に関する事
  - 3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
  - 4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
  - 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
  - 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
  - 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
  - 8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
  - 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

教育情報の公表に関して、今回の改正前の教育関連法を見ると、「学校教育法」第113条で、「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする」とされているほか、「大学設置基準」第2条において、「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする」と規定されてきたが、いずれも極めて包括的な規程にとどまっていた（「大学設置基準」第2条は改正に伴って削除される）。

ただし、「大学設置基準」は、平成20年にもすでに改正施行されており、第2条の2として、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする」との規定が加えられていた（この項は、前述の第2条の削除に伴って、一部文言を修正の上、第2条となる）。また、平成20年の改正では、公表ではないが、大学が学生に対して明示すべきものとして、新たな条項が加えられた。以下の通りである。

【平成20年の改正で「大学設置基準」に追加された条項】

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

平成20年における「大学設置基準」の上記改正は、すでに、平成21年度末に本委員会が加盟大学向けに作成配付した『学士課程教育の質向上と接続の改善 高校と社会との円滑な接続を通して目指す学士課程教育の充実』でも述べたように、平成17年の中央教育審議会（以下、「中教審」という。）答申『我が国の高等教育の将来像』（以下、『将来像答申』という。）の提言を受けたものであり、「各機関ごとのアドミッション・ポリシー（入学者選抜の改善）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の改善）、ディプロマ・ポリシー（「出口管理」の強化）の明確化」（『将来像答申』第5章2（1））の要請に沿って、ディプロマ・ポリシーの主体部をなす、人材養成と教育研究上の目的を公表するとともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの諸要件を、公表とは言わないまでも、学生に対して明示することを求めたのである。

中教審は、平成20年12月に答申『学士課程教育の構築に向けて』（以下、『学士課程答申』という。）を発表し、「学士課程教育の充実のための具体的取り組みとして、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の三点」、すなわち『将来像答申』に言う三つのポリシーのさらなる明確化を求めた。これに加えて、「第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化」においては、「現状では、情報公開に関しても課題がある。例えば、教育研究活動の状況をはじめとする基本的な情報に、国内外から容易にアクセスできるような環境はいまだ実現していない。また、大学の新規参入や組織改編が活発化しているが、入学希望者をはじめとする社会一般に対し、自ら主体的にインターネット等を通じて大学や学部等の基本的な情報を周知する仕組みが存在しない」として、「大学に関する基本的な情報発信については、アメリカの中等後教育総合データシステム等、他の先進諸国の例を踏まえ、データベースの整備等について、遜色のないようにしていくことも求められる」と改革の方向性を示すに至った。

今回の法改正は、直接には平成20年の『学士課程答申』の提言を実現しようとするものであるが、教育情報の公表については、平成17年度以来の文部科学省通知にもたびたび盛り込まれてきていることを想起しなければならない。また、大学教育の三つの方針の明確化についても、教育情報開示の必要性についても、例えば、日本私立大学団体連合会が平成21年に刊行した『私立大学における教育の質向上～わが国を支える多様な人材育成のために』や、前述の本委員会平成21年度報告においても言及してきたように、いずれも今後わが国の大学が、グローバル化した高等教育環境の中で地歩を築くために必要なことであると言わざるを得ない。

特に「大学設置基準」第25条の2で、学生に対する明示が必要とされた、授業の方法及び内容、一年間の授業計画、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準は、これまで常に言われ



続けてきた、大学教育の透明性の確保、社会に対する説明責任の遂行という観点から言えば、当然、社会に対して公表すべきものと考えなければならない。いまや、大学教育のステークホルダーは、学生やその保護者等の直接関係者のみではない。大学教育はユニバーサル化し、かつ、グローバル化している。大学に入学を志す人々、大学へ向けて学生を送り出す初等中等教育関係者、大学が輩出する人材を受け取る企業等を含めて、日本のみならず、国際社会全体が大学教育のステークホルダーであると認識しなければならないのである。

公表の方法については、「学校教育法施行規則」第172条の2第3項で「刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図る」ものとされており、文部科学省は、近年、特に大学のホームページ上での公表に注意を払ってきた。平成22年5月に発表された『大学における教育内容等の改革状況について（平成20年度）』によれば、全国の国公私立747大学（うち私立は585大学）すべてがホームページ上で情報の公表を行っている。ホームページにおける項目別の公表大学数（パーセンテージ）を見ると、例えば、「学部等ごとの教育研究上の目的」は647大学（90%）[私立大学は520大学（89%）]:( )内は私立大学585大学に対するパーセンテージ]と高いが、現況を掲載するだけの項目について見ると、例えば「学則」は532大学（47%）[私立大学は236大学（40%）]、「在学者総数」は498大学（67%）[私立大学は371大学（63%）]、「教員総数」は437大学（59%）[私立大学は306大学（52%）]、財務諸表は552大学（74%）[私立大学も432大学（74%）と同率]、「受験者数・合格者数・入学者数」は493大学（66%）[私立大学は345大学（59%）]となっており、ホームページ上の公表率は、設置形態のいかんを問わず、全大学を通して決して高くはない、というのが現状である（図1）。

現況の公表、特に学生定員充足状況や財務状況等の公表については、次年度以降の学生募集に影響を及ぼすのではないかという懸念から、とりわけ少子化等の影響を受けて経営に困難を来している大学では、積極的な公表に踏み切れない事情があると推測される。また、定員を充足しているとしても、入試形態別にみると定員割れを生じているという事態もあることが考えられる。しかし、基本的なデータ自体は各大学がすでに保持しているわけであり、各大学の思惑を別にすれば、格別の工夫や技術を用いることなく公表は可能であると考えてよい。入試形態別での学生募集状況等については、各大学の判断に任せるべきであろう。

一方、各大学が情報の公表を行うに当たって最も苦慮するのは、学校基本調査の回答などを利用して行う現況の公表ではなく、「三つの方針」にかかわる情報、すなわち「学校教育法施行規則」第172条の2第1項第4～6号にかかわることと思われる。これらを公表するに当たっては、大学の理念とともに現状に対処する積極的な姿勢を、社会が納得する形で提示するための工夫が必要となる。さらに、これを適切な形で行うならば、たとえ大学経営が今は困難な状況にあったとしても、その困難を克服する契機として活用することも可能となると考えなければならない。今回の教育情報公表の義務化について、各大学は、今後の成長戦略を策定し、それを実行し、大学教育と経営の改善を行う好機であるととらえることが必要であろう。

以上のような観点に立って、本報告では、「三つの方針」と密接に関連する、「学校教育法施行規則」第172条の2第1項第4～6号で求められた諸事項の公表にかかわるさまざまな観点や論点を指摘し、い

かなる形で記載するのが望ましいかを考察し、日本私立大学連盟各加盟大学の参考に供したいと考えるものである。

なお、日本私立学校振興・共済事業団は、私立大学等経常費補助金配分基準として、平成22年度から、「教育研究上の基礎的な情報」と「修学上の情報等」という新たな分類区分を設け、下記の項目の公表を求めている。公表の方法についても、平成21年度の「インターネットによる公開及び誰でも入手可能な印刷物による公開」という表現を平成22年度から「ホームページ等広く周知を図ることができる方法によること」と修正し、今後、ホームページによる公表を基本とする方針を示しているので、最後に紹介しておきたい。

## 1．教育研究上の基礎的な情報

- (1) 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
- (2) 専任教員数
- (3) 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（\*1）
- (4) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用

## 2．修学上の情報等

- (1) 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- (2) 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- (3) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
- (4) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由学科別の必修単位修得数及び取得可能学位）
- (5) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- (6) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（\*2）

（注）各公表情報については、すべての項目を公表している場合に限りに、公表しているものとみなす。

\*1 キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、主な交通手段等

\*2 履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等

## ホームページの具体的な掲載内容

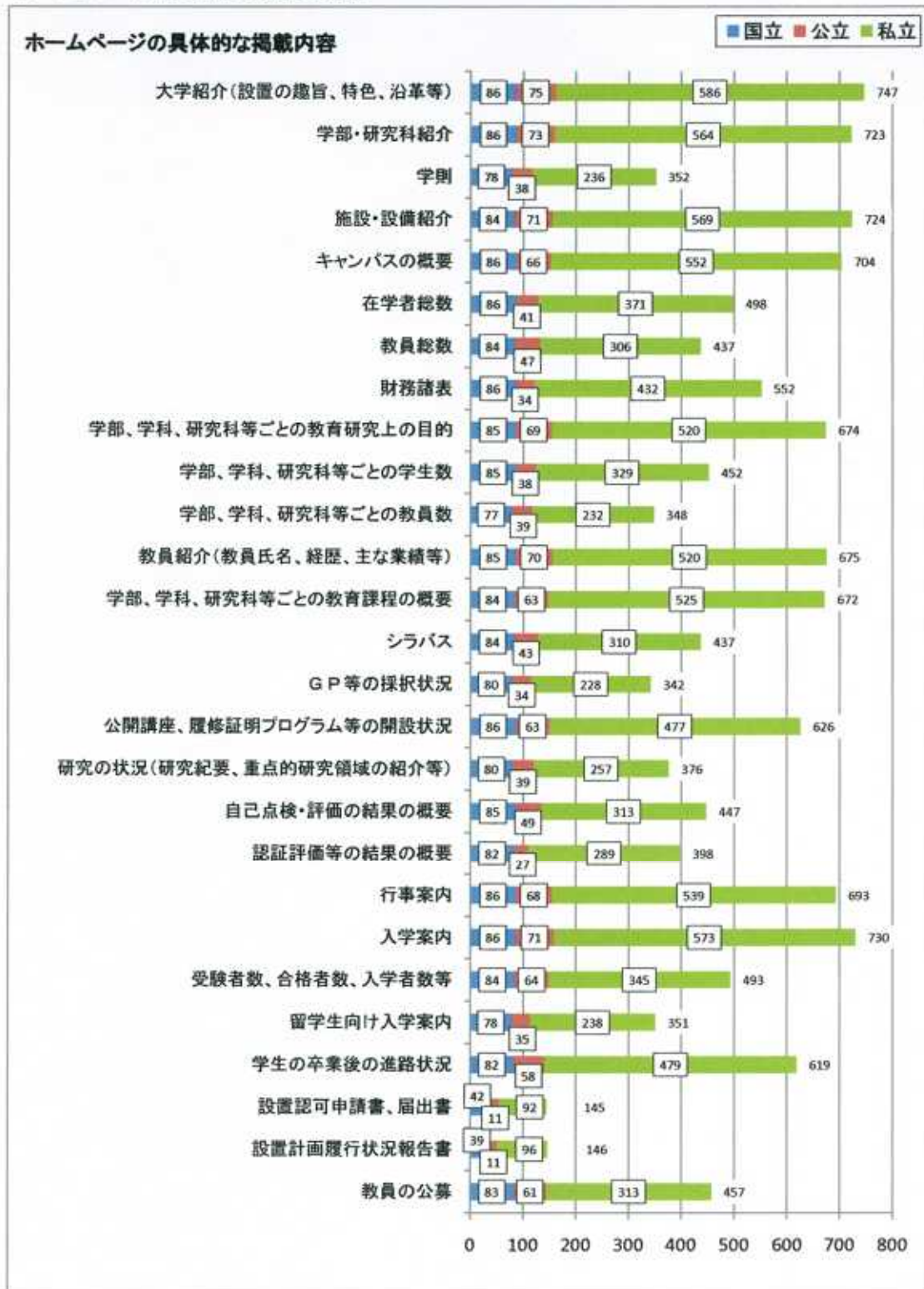


図1 大学における情報の積極的提供に関する取組

(文部科学省『大学における教育内容等の改革状況について(平成20年度)』p.37)

## 2. 入学者に関する受け入れ方針

「学校教育法施行規則」第172条の2第1項第4号は、「入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事」となっているが、ここでは、特に「入学者に関する受け入れ方針」(以下、「入学者の受け入れ方針」と記載する)について取り扱うこととする。すでに言及した、文部科学省の『大学における教育内容等の改革状況について(平成20年度)』によれば、「入学者受け入れ方針を定めている大学」は581大学(78%) [私立大学は440大学(75%)]、これを学外に公表している大学は525大学(70%) [私立大学は388大学(66%)]であった。その内容についてはこの統計資料からは窺い知ることができないが、今後要求される「入学者の受け入れ方針」の策定・公表に当たっては、おおよそ次の点に留意することが肝要であると思われる。

### 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」を受けて策定・公表

すでに、平成21年度の本委員会報告で述べたように、いわゆる三つの方針のうち、大学が最初に策定すべきは、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)であり、次に必要となるのは「学位授与の方針」を実現するための「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)であり、「入学者の受け入れ方針」(アドミッション・ポリシー)は、前二者の方針を実行可能なものとするために、どのような入学者を求め、また入学者に何を要求するかという視点から策定・公表すべきものとなる。このような手順を踏まえずに策定された「入学者の受け入れ方針」は、現在の入試状況の追認となってしまう可能性が高く、大学の教育改革をかえって阻害するものとなろう。

これに関連して言えば、「入学者の受け入れ方針」を適切に策定・公表するに当たって、大学内に存在する阻害要因として、大学によっては、他の二つの方針が学部・教務の権限であるのに対して、「入学者の受け入れ方針」の策定と広報の責任が入試関連部署にある場合もあり、「入学者の受け入れ方針」と他の二つの方針の整合性が保ちにくい、という点があげられる。このような場合においては、セクショナリズムを超えた組織的検討体制を構築し、全学的な観点に立って学部・学科・課程等のあり方を検討しつつ、「入学者の受け入れ方針」を定め、公表する必要がある。このような重要な方針は、むしろ教育部署が主体となって策定すべきことは言うまでもない。

### 学部・学科・課程ごとに策定・公表

教育にかかわるすべての方針は、各大学の建学の精神、また各大学が個性化を志向する中で作られた人材育成目標に従って策定されるべきものである。すなわち、当該大学にふさわしい入学者像が定められ、大学全体の「入学者の受け入れ方針」が公表される必要はあろう。しかし、総合大学あるいは複数の学部・学科・課程等を擁する大学にあっては、学部・学科・課程等ごとに、それぞれ具体的な教育目標も教育内容も異なるわけであるから、「入学者の受け入れ方針」もそれに応じて、学部・学科・課程等ごとに具体的には異なった、独自性のあるものが提示されなければならない。

### 学部、学科、課程ごとの学力基準の公表

多くの入学志願者は、大学教育に対して漠然とした印象しかもっていない。そのため、ホームページ

などで公表する「入学者の受け入れ方針」では、まずその学部・学科・課程等の教育目的や人材育成目的及び教育内容の概要を紹介したうえで、当該学部・学科・課程等で勉学するためには、あらかじめどのような関心や興味を醸成し、高等学校段階でどのような科目を履修し、特にどのような単元を理解しておかなければならないかを示すことが肝要である。この意味では、「入学者の受け入れ方針」の主要部は、アメリカ合衆国の諸大学で公表されている「アドミッション・リクワイアメント」(入学に当たっての要件)となるべきである。このようなリクワイアメントを課すと、受験者が減少するのではないかという不安の声が聞かれることがしばしばだが、全国の大学が一斉にこれを行うならば、そのような懸念はなくなるであろう。いずれにせよ、文部科学省の「平成23年度大学入学者選抜実施要項」にも記載されているように、「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に、高等学校で履修すべき科目や取得が望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示すること。なお、明示する科目・資格は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとすること」を重視しなければならない。これは、入学志願者に適切な学習を促し、かつ、入学後のリメディアル教育の負担を減少させるという意味で、大学にとってのメリットは大きい。

#### 入学試験の形態に応じた学力基準の公表

現在、多くの大学が多様な入試を行っている。特に、推薦入試やAO入試は、ややもすれば学力不問入試との批判が強い。文部科学省は「平成23年度大学入学者選抜実施要項」において、これらの入試にも学力把握を行うことを規定し、「ア．各大学が実施する検査(筆記、実技、面接等)の成績、イ．大学入試センター試験の成績、ウ．資格・検定試験などの成績等、エ．高等学校の教科の評定平均値を活用すること」を推奨している。また、文部科学省の受託研究として行われた「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みに関する調査研究」委員会(代表:佐々木隆生北海道大学教授)は、すでに「高大接続テスト」を大学進学希望者すべてに対して行うことが必要であるとの報告書(提言)を文部科学省に提出している。このような状況に鑑み、「入学者の受け入れ方針」においては、推薦入試やAO入試においても、どのような方法で学力を確認し、どの程度の学力を要求するのかを明示しなければならないと言えよう。

### 3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画

「学校教育法施行規則」第172条の2第1項第5号について、平成22年6月16日付で各大学等に送付された「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」は、「その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられる」としている。この注記は、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）を明示し、それに基づいて構成された具体的な授業計画を公表することが求められていると言い換えることができる。また、第172条の2第2項、すなわち「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表する」ことは努力義務として規定されているが、上記の通知には、「その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるように留意すること」と記載されており、第1項第5号に言う「教育課程の体系性」と不可分の関連性をもっている。そのため、第2項は独立した項目と考えるのではなく、第1項第5号とあわせて、学内において十分に検討し、現在は努力義務と規定されているとはいえ、第1項第5号と同程度の重要性をもつものにとらえて、一体化して公表するのが、社会に対する大学の責務であると考えべきであろう。

因みに、前述の文部科学省の『大学における教育内容等の改革状況について（平成20年度）』によれば、平成20年度に「教育課程編成・実施の方針」を定めている大学は401大学（54%）[私立大学は306大学（52%）]、学内外にこれを公表している大学は295大学（39%）[私立大学は218大学（37%）]と極めて少ない。調査後2年を経過した現在では、さらに多くの大学がこれを公表していると思われるが、今回の法改正にあわせて再度「教育課程編成・実施の方針」を策定・公表することが必要と思われる。それに際して留意すべき点をまとめれば、次のようになるとと思われる。

#### 「学位授与の方針」を受けて策定・公表

すでに述べたように、「教育課程編成・実施の方針」は「学位授与の方針」を実現するために策定されるべきものであり、「学位授与の方針」がこれに先立って策定され、「教育課程編成・実施の方針」は、そこで明示された能力を育成するという明確な目的をもって策定・公表されなければならない。

#### 学部・学科・課程ごとに策定・公表

総合大学ないし複数の学部・学科を擁する大学では、大学全体としての「学位授与の方針」を受けて、専門を異にする学部、学科、課程等で、より具体性の高い「学位授与の方針」が策定・公表されなければならない。これを実現するための「教育課程編成・実施の方針」も、学部、学科、課程等ごとに具体的に定められ公表されなければならない。

#### 体系性と順次性が明確な教育課程の策定・公表

言うまでもなく、大学で行われる個々の授業は担当教員の専権事項ではなく、「学位授与の方針」に直結する組織的教育活動の一部であると考えなければならない。そのため、「学位授与の方針」に掲げられた、卒業時に修得ないし達成されるべき能力のどれを、どの科目が担うのかを明示し、また、学年あるいはsemesterを追って、どのようにして当該能力が形成されるのかを明確にし、異なった年次やセメ

スターで開講される授業科目間の関係性、とりわけ、大学教育関係者の誰が見ても妥当な順次的関係性を確立しなければならない。「教育課程編成・実施の方針」を学部・学科・課程等の教員だけでなく、学生にも、さらには社会全体に対してもわかりやすく説明できるものとする必要がある。その際、教養科目と専門科目の関係性、必修科目と選択科目の関係性を明確にすること、年次や Semester ごとの教育内容全般が俯瞰でき、時系列に沿った学生の到達目標が理解できるように、履修モデル等を整備し公表することが必要となる。近年は、授業科目と教育目標の関係を表として示したカリキュラム・マップや、授業科目間の系統性を図示したカリキュラム・ツリーの作成と公表が試みられている。年次や Semester ごとの到達目標が明確に設定されているならば、その目標を達成するために「単位の充実」を図ることも必須であり、ここに履修登録単位の上限を定める「キャップ制」の意義が存在することも同時に説明することが適切であろう。

### 教養教育の適切な位置づけ

1991年の大学設置基準の大綱化によって、大学の教養教育に関する枠組みが撤廃され、教養教育と専門教育の区別も公的には消失した。しかし、学生を社会人として輩出するための汎用的能力の養成や広範な教養の涵養は、平成20年の『学士課程答申』で提示された学士力を見るまでもなく、その必要性が認識されており、多くの大学が再び教養教育の充実に努めてきている。「教育課程編成・実施の方針」の策定に当たっては、教養教育を、カリキュラム全体の中でどのように位置づけているかを、明確に示すことが必要であろう。

### キャリア教育の適切な位置づけ

中教審はすでに、平成23年1月、答申『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』を発表しており、文部科学省も、直接社会へ人材を輩出する高等教育機関でのキャリア教育の推進を推奨してきているが、現在の大学の学部・学科・課程の教育課程において、キャリア教育が適切に位置づけられているとは言い難い。「教育課程編成・実施の方針」を明示し、公表するに当たって、今後はキャリア教育のカリキュラム上の位置づけを明確にする必要があるだろう。従前通り、単位が付与されない課外教育として位置付けることも考えられるが、キャリア教育を実質化するためには、正課科目として単位化することも含めて考えなければならないだろう。

### シラバス（授業計画書）の整備

「教育課程編成・実施の方針」を各授業において個別に展開し実現するためには、シラバス（授業計画書）の整備が不可欠である。文部科学省の『大学における教育内容等の改革状況について（平成20年度）』によれば、シラバスはわが国の全大学においてすでに作成されており、696大学（96%）[私立大学は545大学（93%）]が、全授業科目でシラバスを作成している学部を持っている。平成20年度から義務化された「成績評価の方法・基準」については、690大学（95%）[私立大学は540大学（92%）]でシラバスに明記されているが、「準備学習等についての具体的な指示」（247大学（34%））や、「準備学習等に必要な学習時間」（50大学（7%））については取組が十分に進んでいるとは言えず、単位制度の実質化の観点から、シラバスの記載の充実等が望まれる」（大学における教育内容等の改革状況について（平成20年度）（概要）より抜粋）としている。なお、私立大学のみについて見ると、「準備学

習についての具体的指示」を記載しているのは160大学（27%）、「準備学習に必要な学習時間」を記載しているのは20大学（3%）に過ぎない。

このような各授業科目の成績評価基準や、準備学習等教室外学習の指示に加え、シラバスには、講義、ディスカッション・ディベート、演習、実習などの主要な授業方法（授業形態）と、そのような特定の授業方法（授業形態）によって期待される効果についても、さらには、カリキュラム・マップなどの形で記載された、当該授業の到達目標、言い換えれば当該授業の履修によって形成される能力が何であるべきかについても記載されることが必要であろう。

ちなみに、前述の文部科学省のシラバスに関する調査項目は、次の12点である。シラバスには少なくともこれらの項目について、十分に記載する必要がある。

- (1) 授業のねらい
- (2) 授業の概要
- (3) 各回の授業内容
- (4) 教科書・参考文献の指示
- (5) 成績評価の方法・基準
- (6) 到達目標
- (7) 準備学習等についての具体的な指示
- (8) 準備学習等に必要な学習時間
- (9) オフィスアワーの明示
- (10) 担当教員からのメッセージ
- (11) 担当教員の連絡先
- (12) 履修する上での必要な条件

#### FDと連動してPDCAサイクルを回すことのできる自己点検・評価体制の確立

「教育課程編成・実施の方針」を定め、それに基づいてシラバスを作成し、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」や「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報」を記述し公表したとしても、それだけでは、大学教育の質保証を図る点で何ら意味をもたない。個々の授業は教員と学生との関係に依拠しており、特定の時点で特定の性格や意味をもって成り立つものであり、授業の性格や効果は常に変化する。また、このことを敷衍すれば、ある時点で、十分な計画性をもって定められたカリキュラムといえども、既定の教育目標を達成する上で永久に効力を持ち続けるものでもない。

上述の諸点を考慮し、例えば、学生による授業評価を活用して、シラバスに前年度あるいは前 Semester の授業運営に関する教員の自己点検評価を記述するなどの新機軸を通して、個々の授業に関する点検評価結果を蓄積するとともに、学部・学科・課程等でカリキュラムを組織的に点検評価して、その改善を図るPDCAの体制を構築していくことが求められる。「教育課程編成・実施の方針」をめぐる教育情報の公表は、不断の点検を通して、常に書き直し公表し直すことが必須であると考えなければならない。



## 4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

「学校教育法施行規則」第172条の2第1項第6号として公表が定められたこの項目は、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)と密接なかわりをもっている。前述の文部科学省政務官通知によると「その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、修得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること」とされている。しかし、科目群別の必要単位数の割り当ては、大学の、具体的には学部・学科・課程等の人材養成に関わる目標や教育目標を体現してなされるものであり、修得可能な学位に関する情報も、学位名を大学が教育課程に応じて定めることができる以上、大学あるいは学部・学科・課程等の理念と不可分な関係にあると考えなければならない。ここでは、「学位授与の方針」の策定・公表を通して、当該項目を公表するという基本的姿勢のもとに、この項目に関する諸事項の策定及び公表に関する留意点をまとめることとする。

### 大学教育の根幹として、学部・学科・課程単位で策定・公表する「学位授与の方針」

平成21年度の本委員会報告においてすでに述べたように「三つの方針の基幹となるのは、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)であり、社会に対して、どのような人材を輩出するかを明示することが、各大学に課せられた第一の課題である。ディプロマ・ポリシーは、大学全体で、例えば「現代社会の要請に応えうる人材を養成する」などという抽象的表現での人材育成目標を言うのではなく、各学問・教育分野に即して、自大学の各学部、あるいは各学科を卒業した学生はどのような知識や能力をもち、どのようなことが出来るかを具体的に示したものとなるべきである」(『学士課程教育の質向上と接続の改善 高校と社会との円滑な接続を通して目指す学士課程教育の充実』、p.3)。

平成20年の「大学設置基準」の改正施行で「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする」(第2条の2)ことになった。「学位授与の方針」とは、この「人材養成に関する目的」を、さらに具体化したものであり、現在の大学の最大の課題である学力保証と直結するものである。そのため、卒業時に学生が修得している学力をできるだけ具体的に記述することが望ましい、と考えられる。もちろん、大学全体を通して包括的に表明される「学位授与の方針」は建学の精神を体現するものとして重要であるが、学問・教育の各分野に即した具体的な方針が何よりも必要とされるのである。

### グローバルな視野に基づいた「学位授与の方針」の策定・公表

「学位授与の方針」は、個々の大学や、大学内の学部・学科・課程等で独善的に定められるものであってはならない。現在、わが国が推し進めようとしている大学教育の「質保証」は、グローバル・スタンダードの確立を目指したものである。すでに、ヨーロッパでは、2010年3月、欧州高等教育圏(European Higher Education Area)が成立し、学士(Bachelor)と修士(Master)の教育課程の質が国際的な基準に従って保証され、さらにその共有が行われている。このような状況にあって、「学位授与の方針」は、個々の大学内や日本国内だけでのみ通用するものであってはならない。グローバル・スタンダードの達成は決して容易になされるものではないが、「学位授与の方針」は、少なくとも、グローバル・スタンダードを意識しつつ、各大学の個性や、学生の状況を勘案しながら策定されるべきものであろう。現在、大学の分野別質保証にかかわるベンチマークの策定が日本学術会議で進められているが、ようやく言

語・文学分野の参照基準の検討が緒についたに過ぎない。現段階では、伝統的な学問・教育分野については、イギリスのQAA（Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構）のベンチマークなどを参照することが有益であろう。また個々の大学の理念に沿って設置された、大学ごとに独自性の強い学際的・総合的分野についても、関係のある個々の学問・教育分野の国際的ベンチマークが参考になるはずである。

### 観点別教育目標の3領域による組み立てと、その記述・公表

「学位授与の方針」として明示される、卒業時に学生が達成すべき学力は、平成20年の『学士課程答申』の「学士力」(p.12～13)の概念規定に準じて、「知識・理解」(認知)、「汎用的技能」(精神運動/適応)、「態度・志向性」(情動)の、観点別教育目標に即した3領域に分けて記述することが標準的である。学力の構成要素は、定量的な測定ができるものが理想であるが、定量的な測定がなじまないものについては、定性的な評価基準をできるだけ明確に規定することが望ましい。また、3領域の学力を総合した「統合的な学習経験と創造的思考力」に関しては、卒業論文や卒業研究等の具体的な正課科目を設置して評価するのが適切である。

このようにして定められた「学位授与の方針」に即して「教育課程の編成・実施方針」を策定し、卒業要件単位を必修、選択、自由科目に振り分けて、その結果を文部科学省大臣政務官通知にあるように記載し、公表することが重要であろう。すなわち、単に卒業要件単位の科目群による分類を記述・公表することで大学の説明責任は果たされるのではなく、その根拠を的確に説明することが必要なのである。

### 学修成果の評価

学修成果の評価に当たって、現在多くの大学でGPAが、いわば標準装備として用いられるようになってきた。日本私立大学団体連合会が行ったアンケート調査（平成20年8月実施：『私立大学における教育の質向上～わが国を支える多様な人材育成のために』参照）によれば、回答があった私立大学436大学のうち186大学（42.7%）がGPAを制度化しており、文部科学省の『大学における教育内容等の改革状況について（平成20年度）』によれば、学部段階でGPA制度を導入している大学は330大学（46%）[私立大学は257大学（44%）]となっている。一般にGPAは客観的な評価値であるとの印象が強いが、GPAを算定する基礎となる各授業科目の成績評価は、教員個人に委ねられているのが多くの大学の現状であること、成績評価基準に関する教員間の合意がなければ、GPAは信頼できる評価値とはならないということに留意する必要がある。

公表が義務付けられた、学習成果の評価基準としては、例えばA、B、C、Dなどの評価を、何点以上何点未満と記載して済ませることも可能であろうが、それでは大学教育の質保証を行ったことにはならない、ということも事実である。そのためには、大学自体の評価は社会に任せるとして、大学の学習成果の評価基準については、同一の基準を学部・学科・課程等、さらには大学の全教員が共有することによる相対評価等も利用して、教員個人による成績評価の「偏り」がGPA等の全体的評価に影響を及ぼさないようにするという方法も検討するなどの工夫が求められよう。イギリスやアメリカ等の大学においては、成績評価に相対評価が取り入れられている例が少なくない。教育情報の公表という今回の機会を生かして、日本の多くの大学が伝統的に行ってきた成績評価を見直し、信頼度の高い成績評価制度を構築していくことが必要であると思われる。

また、適切な学力測定に関しては、一部の分野では、関連学術組織や資格認定等の外的評価基準を参照することが可能である、ということにも留意する必要がある。参照すべき外的評価基準が確立していない分野においては、独自の学力測定方法の開発が必須となる。現在、ポートフォリオ、IR (Institutional Research)、ルーブリック評価などの手法が注目されている。独自の教育理念を追求する私立大学にとって、これらの手法をいかにして学力測定あるいは成績評価に生かすかが、今後の大きな課題であると言えよう。

学力測定や成績評価に当たっては、学生の知識・理解に偏することなく、判断・思考力をも対象とし、さらには人間的成長度をも考慮してこれを行う必要がある。授業時の態度や志向性などを含んだ平常点の配分、学修時間の配慮等も含めて基準を定め、学内で点検評価を行うとともに、大学間比較や外部評価も導入して、社会に対して説明責任を果たすことのできる、学力測定や成績評価の仕組みを作り上げなければならないだろう。このようにして測定された学力に基づいて学位授与を行うことが必要であり、学外への公表を行うことの意味もそこにあると考えなければならない。

## 5. まとめと展望

本報告では、これまで、「入学者に関する受け入れ方針」、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」という項目を立てて、改正教育基本法施行規則第172条の2の記載順に従って、教育の基本的姿勢や目標をいかに策定し、いかに具体的な形で公表するかについて論じてきた。これらは、言うまでもなく、「入学者受け入れの方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「学位授与の方針」という「三つの方針」を表わすものであり、その策定は、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針という、出口から入口へと向かう逆の方向で行うべきであることも同時に示してきた。要点は各章において箇条書きとして示したので、ここでは繰り返さないが、いずれせよこれらの公表は、各大学の個性を明示し、その真価を社会に問うために必要なことであると言える。

しかし、これらの策定と公表とともに、各大学にはさらに大きな課題が課されている。それは、公表した理念や方針をいかに遺漏なく実現するかということである。例えば、学位授与の方針として定めた、卒業時の学力や、広い意味での人間力をいかに策定し評価するか、という問題がある。また、理想的と思われる教育課程を定めたとしても、予算の制約のある多くの私立大学では、教員数や教育経費が限られており、たとえば少人数教育の効果が確実であるとしても、そこには一定の限界がある。入学者の受け入れについても事情は同じで、入試種別の多様化に伴う入学者間の学力格差の増大、入試問題作成など入試業務の教員負担の増大という現実の中で、大学や学部の受け入れ方針に沿った形で入学生をいかにして選抜するかという点で、方針実現の前に横たわる問題は大きいと言える。このほか、各大学が現在直面し、また将来直面せざるを得ないであろう問題は枚挙に暇がない。これらは、各大学がそれぞれ自助努力で解決を図るとともに、日本私立大学連盟という共同の組織を生かして、各大学の問題を持ち寄り、その解決策を協議・研究していくことが必要となる。その意味において、本報告は、これからの本連盟教育研究委員会と加盟大学との共同作業の端緒を開くものであると位置づけることができよう。

これに加えて、わが国の大学の質保証あるいは質向上が要請されるに至った背景を考えると、わが国の大学教育のステークホルダーは、グローバル化の進む世界全体であると考えなければならない。今後、わが国の大学は、教育研究等の活動情報を世界に向けて公表することを考えるべきであり、少なくとも英語での公表は早晚必須となるであろう。この点も、諸外国における情報公表のあり方を研究し、日本私立大学連盟等の大学団体が全体として考えなければならないことだと思われる。

今後とも、本連盟と各加盟大学が密に連絡を取り合い、協議・研究を盛んにすることによって、わが国の私立大学教育の世界における地歩を確かなものとしなければならない。各加盟大学に対して、不断の連携と協働をお願いしたい。

教育研究委員会 委員名簿

担当理事 石澤良昭  
(上智学院 大学長)

委員長	松本亮三	東海	観光学部長、教授
副委員長	天野史郎	明治学院	国際学部教授
委員	安村仁志	中京	副学長、国際教養学部教授
	圓月勝博	同志社	文学部教授
	川上忠重	法政	理工学部教授
	藤村正之	上智	学事センター長、総合人間科学部教授
	伊藤光	明治	副学長(教務担当)兼教務部長、理工学部教授
	大枝一男	日本女子	理学部教授
	石井秀則	立命館	教学部長、総合理工学院教授
	高田祥三	早稲田	入学センター長、理工学術院教授

(平成23年3月現在)

# 社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覽

(大学名ABC順)

(123大学 2011年3月現在)

愛知大学	関西大学	武蔵大学	芝浦工業大学
亜細亜大学	関西医科大学	武蔵野大学	白百合女子大学
青山学院大学	関西学院大学	武蔵野美術大学	園田学園女子大学
跡見学園女子大学	関東学園大学	名古屋学院大学	創価大学
梅花女子大学	関東学院大学	南山大学	大正大学
文教大学	活水女子大学	日本大学	拓殖大学
中京大学	慶應義塾大学	日本女子大学	天理大学
中央大学	恵泉女学園大学	ノートルダム清心女子大学	東邦大学
獨協大学	敬和学園大学	大阪学院大学	東北学院大学
獨協医科大学	神戸女学院大学	大阪医科大学	東北公益文科大学
同志社大学	神戸海星女子学院大学	大阪女学院大学	東海大学
同志社女子大学	國學院大学	追手門学院大学	常盤大学
フェリス女学院大学	国際大学	大谷大学	東京医科大学
福岡大学	国際武道大学	立教大学	東京医療保健大学
福岡女学院大学	国際基督教大学	立正大学	東京情報大学
福岡女学院看護大学	駒澤大学	立命館大学	東京女子大学
学習院大学	皇學館大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子医科大学
学習院女子大学	甲南大学	龍谷大学	東京経済大学
白鷗大学	高野山大学	流通科学大学	東京農業大学
姫路獨協大学	久留米大学	流通経済大学	東京歯科大学
広島女学院大学	共立女子大学	西武文理大学	苫小牧駒澤大学
広島修道大学	京都産業大学	聖学院大学	東洋大学
法政大学	京都精華大学	成城大学	東洋英和女学院大学
兵庫医科大学	京都橘大学	聖カトリック大学	東洋学園大学
兵庫医療大学	松山大学	成蹊大学	豊田工業大学
石巻専修大学	松山東雲女子大学	西南学院大学	津田塾大学
実践女子大学	明治大学	清泉女子大学	早稲田大学
上智大学	明治学院大学	聖心女子大学	山梨英和大学
城西大学	三重中京大学	聖トマス大学	四日市大学
城西国際大学	宮城学院女子大学	仙台白百合女子大学	四日市看護医療大学
順天堂大学	桃山学院大学	専修大学	

平成22年度教育研究委員会報告書  
大学の情報公表義務化と三つの方針

---

平成23年3月 発行

発行者	教育研究委員会 担当理事 石澤良昭 委員長 松本亮三
発行所	社団法人日本私立大学連盟 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館 電話 03-3262-3603 FAX 03-3262-3604
印刷所	株式会社ソーラン社 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル 電話 03-3666-7841 FAX 03-3666-1800

---

© The Japan Association of Private Universities and Colleges, 2011

\* 無断転載を禁じます。



日本私立大学連盟